

令和5年度

(2023 年度)

事業計画書

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会

はじめに

(本会の予算状況)
(事業推進における留意点)
(職員研修)

運営方針

事業実施計画

I 基本方針

II 重点目標

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(1) 地域福祉関係

社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- (1) 受託事業関係
- (2) 介護保険事業関係
- (3) 障害者自立支援事業関係
- (4) 事務局関係

III 事業内容

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

- (1) 地域福祉活動の推進
- (2) 心身障害者福祉の推進
- (3) ひとり親(母子・父子等)家庭福祉の推進
- (4) 老人福祉の推進
- (5) 児童青少年福祉の推進
- (6) 低所得者福祉の推進
- (7) 法人後見事業

社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

- (1) ボランティア活動の推進

社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

- (1) 地域福祉啓発の推進
- (2) 調査広報活動

前第3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- (1) 各種募金活動への実践
- (2) 在宅福祉サービスの充実
- (3) 受託事業の推進
- (4) 介護保険事業の実施
- (5) 障害者居宅介事業の実施
- (6) 事務局体制の整備、強化
- (7) 社会資源の確保と関係機関等との連携強化

終わりに

(社会福祉協議会の根拠法)
(社会福祉の状況)

別添：月別事業計画書、組織体系図、事務分担表、社協のあゆみ

市町村社協経営指針3つのポイント

市町村社協の使命は、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりの推進です。

1. あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築(包括的な支援体制づくり)
2. 社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織の再編
3. 市町村圏域を越えた広域的な事業・活動の連携・協働の推進

(令和2年7月第2次改訂)全国社会福祉協議会と地域福祉推進委員会が作成

社会福祉協議会職員行動原則

— 私たちがめざす職員像 —

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

【福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的にに関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や業務に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

社協・生活支援活動強化方針

～地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性～

【あらゆる生活課題への対応】

1. 地域住民、関係団体、関係機関と協働し、生活課題解決や予防に向けての取り組みを行います。

【相談・支援体制の強化】

2. 総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

【アウトリーチ(地域へ出向く)の徹底】

3. 制度の狭間や支援につなぐににくい生活課題を発見する。

【地域のつながりの再構築】

4. 地域住民、関係団体、関係機関と協働し、だれも排除しない地域社会づくりを進めます。

【行政とのパートナーシップ】

5. 行政と協働で行うことが必要である、地域における、総合的な相談・生活支援体制の構築や権利擁護支援体制整備などを働きかける。

人が大好き！ 社協が大好き！ 大津町が大好き！

は じ め に

(本 会 の 予 算 状 況)

本会は、会費・寄附金・共同募金の地域配分金を財源の基本とし、地域福祉の推進を目的とした様々な事業を展開しています。社会福祉協議会の使命である「地域福祉を推進するための事業」は利益収入を生まない事業であるため、社協の運営費(事務局職員等の人件費)については、社会福祉協議会の重要性・信頼性の高さと公共性・公益性の高さから町からの補助金により賄っています。また、公益的な地域福祉活動推進事業(福祉活動専門員や地域福祉活動コーディネーター等の人件費)や、本来は町が実施する事業である在宅福祉サービス(ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業、食の自立支援事業等)は、本会の即効性・柔軟性・公平性などを考慮して事業を委託されており、人件費及び事業費を委託金によって賄っています。

これまで比較的安定した収入状況だった会費・寄付金(香典返し、一般寄付)や共同募金の地域配分金等は年々減少傾向にあります。さらに、収入の大半を占める在宅福祉サービス事業の委託金は、介護保事業同様、利用者変動により左右されるため、実績に応じた見通しのつけにくい収入状況となっています。福祉事業には人員を配置する必要があることから、収益の使途に制限が無い介護保険事業等を行い、得られた収益を自主財源として、委託金や事業収入では賄いきれない人件費や、在宅福祉サービス及び地域福祉の推進の為に活用しています。しかし、この財源も近年では新型コロナウイルス感染症等による利用のばらつきや介護報酬改定等により安定性があるとは言えず、今後の事業継続は不透明な状況です。

今後、本会が発展していくためには、より一層の地域住民の協力と参画が不可欠です。様々な事業を実施する中で得られた地域の福祉課題に基づき魅力ある社協活動を展開するとともに、ファンドレイジングの概念を取り入れた会費・寄附金の増強に取り組む必要があります。また、正規職員の出来る範囲での兼任や、嘱託・パートタイム職員等の雇用及び適切な人員配置を行いながら、在宅福祉サービスの効率化・合理化を図り、安定した収支を確保します。

(事 業 推 進 に お け る 留 意 点)

- 地域住民と共通理解を図り、連携を強化します。
- 職員の意識を統一するために事前協議を行い、横の連携を以て事業を実施します。
- 委員会等を組織し地域住民や障がい者等の意見が反映された事業を運営します。
- 各関係機関や団体等と連携し、地域交流、世代交流を強化します。
- 福祉啓発を推進し、住民意識の高揚と福祉参画の促進を図ります。
- 利用者の接遇・処遇について、職員の意識統一を図るため定期的に研修会やケース検討会議等を行います。
- 個人のニーズに沿ったサービスが提供できるよう環境を整備します。
- 地域住民に活用されるサービスの提供方法を検討します。
- 利用者に不利益が生じないよう、職員、事業、関係機関と情報を共有します。
- 利用者や要支援者が地域から孤立しないように努めます。
- アウトリーチにより、地域から孤立している方を発見し支援につなげます。
- 個人情報の保護に努めます。

(職 員 研 修)

- 外部の各種研修会に職員を参加させます。
- 新規事業等の検討と職員の資質向上を図るため、先進地等へ職員を派遣します。
- 職場内研修を充実します。(講師を招いての研修を含む)
- 職員の意識統一と各事業の進捗把握のため、定期的に職員会議を行います。
- 職員の資質向上と技術研鑽のため、部署別会議(ミーティング)を行います。

運 営 方 針

- 人権の尊重。(利用者、当事者などの意見の尊重)
- 町民と共に地域を創る。(住民主体、住民参加・参画、地域との連携)
- 利用者に喜んでご利用いただけるサービス環境づくり。
- 職員の専門性及び資質の向上。
- 法令遵守。

事 業 実 施 計 画

I. 基 本 方 針

- 社会福祉法の中で唯一、「地域福祉を推進する団体(社会福祉法人)」と位置付けられた本会は、福祉の公的な立場から、人権の尊重・個人ニーズの重視、公益の地域社会への還元など、これまで築いてきた実績を活かし、介護保険事業や町からの受託事業と併せて、各種制度での対応が難しい方や課題が混在する方への支援及び介護予防事業等を行います。
- 利用者が比較的少なく採算性が低い民間事業者の参入が困難な障害者総合支援法の居宅介護事業等(障がい児者へのホームヘルプサービス事業)を本会が担い、町全体の在宅障害児者の社会参加の促進や自立支援に向けた体制作りを行います。
- 介護保険事業(居宅介護支援・通所介護・訪問介護〔介護予防・日常生活総合事業含む〕)を一体的に行い、本町に必要で採算性が難しい事業を運営面で補い実施します。本会だけでの支援が困難な事例は、利用者の不利益とならないよう関係機関と連携し協働しながら利用者の在宅生活を支えます。
- 在宅で困難を抱える方の自立を支援していくため、地域住民が担い手となり声かけ・見守り・励ましに参画する地域的なネットワークづくりを推進します。
- おもいあい、ふれあい、助け合い、支え合いを基本とする「地域住民の福祉活動の組織化(地域組織化活動)」と、「在宅福祉サービス」を有機的に連携させ、より厚みのある在宅福祉サービスを展開していくことで、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを行います。
- これまで本会で取り組んできた在宅援助のノウハウと、他事業と連携し把握した住民の福祉ニーズに基づいた社協独自の多角的・総合的な事業展開で、地域福祉の更なる向上に努めます。

II. 重点目標

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(1) 地域福祉関係

- 地域福祉推進事業を行います。……………【町補助・受託事業】
- 『重層的支援体制整備事業』に取り組み、各種制度での対応が難しい、課題が混在する方を支援します。町と協働で地域福祉推進の組織体制作りを行い、小地域福祉活動推進地区を指定しながら、地域福祉の推進に取り組みます。
- 法人後見事業の充実と地域住民や関係団体への周知啓発を図り、利用促進に繋がります。
また、(仮称)成年後見・権利擁護センター設置へ向けて準備します。……………【町補助】
- **生活困窮者等自立相談支援事業を受託し**、主任相談支援員及び相談支援員を配置して生活困窮者等の自立支援を継続します。……………【県社協受託事業】
- コロナ禍による要支援者の援助を継続します。……………【自主財源】
- 各種ボランティア講座や福祉教育等を実施し、地域支え合いを実践する担い手を育成します。

2. 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(1) 受託事業関係

- 地域支援事業や介護予防・日常生活支援総合事業を受託し高齢者が要介護状態になることを予防し、地域での役割を持ち、在宅生活を元気で健康に長期間続けられるように支援します。
- 出向者(社会福祉士、生活支援コーディネーター、主任介護支援専門員)と情報を共有し、地域包括支援センターとの連携を図り、地域包括ケアシステムの推進と成年後見及び権利擁護を推進します。
- 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)を実施し日常生活の自立支援と福祉サービス利用を援助します。……………【町補助・県社協受託事業】

(2) 介護保険事業関係

- 要介護状態や要支援状態になっても、できるかぎり地域コミュニティの中で自立して暮らせるように支援します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業への対応を強化します。
- 町内の介護保険関係事業所等との連携を強化します。(介護保険事業所等連絡会等の開催)

(3) 障害者自立支援事業関係

- 障害者総合支援法の居宅介護事業、同行援護事業を行い、障がいをお持ちの方が地域コミュニティの中で自立した生活ができるように支援します。
- 移動支援事業を実施します。
- 障害者相談支援センター及び町内の障害者施設・障がい福祉サービス事業所等との連携を強化します。(障がい者サービス事業所連絡会等の開催)

(4) 事務局関係

- 新型コロナウイルス感染症対策を含む事業継続計画(BCP)を各事業で検討します。
- ファンドレイジング導入準備により得た資金調達に関するノウハウを、社協会費(普通・賛助・特別会費及び法人会費)の増強に繋がります。……………【運営財源の確保】
- 職員の福祉資格取得促進(補助)について検討します。……………【人材の確保】
- 各部署の役割分担を明確にし、内部連携・協働する仕組みの充実を図ります。
……………【ICT(情報通信技術)環境の整備・活用】**新**

III. 事業内容

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(1) 地域福祉活動の推進

- 第3期地域福祉活動計画と地域福祉計画(R2年度～R6年度:5年)を町と協働で推進します。
.....【自主財源・受託事業】
(『地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業:地域力強化推進事業』に取り組みます)
(地域での支え合い活動の推進:行政区や組ごとの取組支援)
 - 大津町重層的支援体制整備事業実施計画の推進に寄与します。
 - 第4期地域福祉活動計画及び町地域福祉計画の策定に向けて検討し準備します。
 - 災害時避難行動要支援者名簿の活用方法の検討、地域の福祉ニーズ把握、福祉活動推進のために地域福祉推進座談会を行います。-----
 - 地域福祉活動コーディネーターによる小地域福祉活動推進地区および小地域福祉活動実践地区の支援を行います。
 - 小地域福祉活動実践地区に対して活動費の補助を行います。.....【実践地区活動費補助】
 - 地域福祉推進委員の育成並びに老人クラブ連合会や民生児童委員協議会との連携を強化し地域人材を育成します。
 - 自主運営でふれあいサロンを実施している地区へ、運営についての助言や運営費の補助を行います。
.....【ふれあいサロン推進事業】共募(支え合いを担う人材とネットワークづくり:町民全体や各種団体の取組支援)
 - 地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会をとおして住民の視点で進捗を管理します。
 - 目的別や横断的な関係機関との連携を図ります。(関係機関の連絡会議等の開催)
(行政・専門機関の一層の連携支援)
 - 地域包括支援センターとの連携を強化し地域包括ケアを入口とした地域福祉を推進します。
 - 福祉活動専門員により社会福祉事業の総合的な企画・実施します。
 - SDG'S に取組みながら生活困窮世帯などを支援します。.....【支え合いフードパントリー】共募

(2) 心身障害者福祉の推進

- 在宅の心身障害者の社会参加への支援を行います。.....【県身障者体育大会への協力】
- 心身障害者を介護する方を対象にレスパイト事業を行い、心身のリフレッシュと相互交流を図ります。
.....【ふれあい交流バスハイキング】共募
- 身体障害者福祉会活動に協力します。

(3) 老人福祉の推進

- 老人クラブ連合会活動に協力します。
- 一人暮らし高齢者を対象に、見守り活動を兼ねて民生児童委員と協力して年末に鏡餅を配布します。
.....【鏡餅の配布】寄付
- 地域で高齢者への敬老事業を行った地区を支援します。.....【敬老会奨励補助金】寄付
- ひとり暮らし高齢者等の体調確認や心のケアを行います。.....【もしも電話サービス】共募

(4) ひとり親(母子父子)家庭福祉の推進

- ひとり親家庭の児童や保護者を対象にひとり親家庭の相互交流事業を行い、地域支援体制を整備します。.....【一日ふれあい交流会】共募
- 結婚50年をお一人で迎える世帯等に対して金婚表彰を行います。.....【一人だけの金婚式】寄付
- ひとり親家庭福祉協議会活動に協力します。

(5) 児 童 青 少 年 福 祉 の 推 進

- 社会福祉施設利用者の方々との交流を通して、子どもたちのやさしい心を育てます。(ワークキャンプ)【社会福祉施設等体験事業】共募
- 主任児童委員と連携を取りながら、児童青少年の健全育成に協力します。
- 子育て支援課や子育て支援関係事業と連携を強化します。(NPO 法人など)
- 行動計画(次世代育成支援対策推進法)の推進に寄与します。
- 児童相談を実施します。

(6) 低 所 得 世 帯 福 祉 の 推 進

- 生活福祉資金貸付事務を受託・運営します。
- 福祉金庫を運営します。(償還促進における督促状及び個別支援等の強化)
- 生活困窮者等自立相談支援事業を受託・運営します。

(7) 成 年 後 見 事 業 の 推 進

- 法人後見事業の実施(令和4年度事業開始)【町補助金等】

2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(1) ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 の 推 進

- ボランティアセンターを運営します。
- ボランティアセンターにおいてボランティアの相談援助・養成・登録・斡旋・需給調整をします。
- ボランティアコーディネーターによる個人や団体のボランティア活動を支援します。
- ボランティアに興味がある方を把握します。(団体・個人)【ボランティア登録】
- 各種ボランティアサービスの需給調整をします。【点訳、音声訳、もしもし電話、季節のお便り、その他】共募
- 各種ボランティア講座を実施し人材を育成します。【傾聴、音声訳、手話、点訳講座、その他講座】共募
- ボランティア協力校事業を支援します。(小学校 7、中学校 2、高校 2、支援学校 1)【町内 12 校】共募
- 企業を含めてボランティア活動を啓発します。【ボランティア活動推進セミナー】共募
- 町内ボランティアの交流会を実施し、ボランティア活動を推進します。【ボランティア交流会】共募
- 情報をより早く、より多くの町民の方々に周知するために伝言板を設置します。【ボランティア伝言板】共募
- ボランティア関連機関や団体と連絡調整し、連携します。
- ボランティア情報を発信します。【ボランティア情報紙】共募
本会での単独発行を検討します。(現在は、毎月 1 回、社協広報「ふれあいネットワーク通信」に掲載)
- ボランティア関係担当者会議を行います。共募
【学校・施設・団体等担当者、食の自立支援事業配達ボランティア、傾聴ボランティア等】
- 配食ボランティアを支援します。
食の自立支援事業(自立生活支援型)の配食部分を担当する、住民参加型ボランティアを支援します。
- 在宅生活の困りごとに対して、制度外での援助活動を行うボランティア育成を検討します。
- 各種ボランティア団体や個人、NPO 法人、生活支援サービス事業実施団体、企業などへボランティア活動に関する助言を行い、ボランティアを育成します。
- 地域包括支援センターへ生活支援コーディネーターを派遣し、地域包括ケアを推進します。(再掲)
- 善意銀行を運営します。(物品などの預託を行い必要団体等への払出を行います。)
- 各種福祉啓発ビデオを無料で貸し出します。
- 収集ボランティアを支援します。(古切手、テレホンカード、書き損じ葉書など)
町内個人や企業等からの収集品を取りまとめ、障がい者支援団体「お誕生日ありがとう運動本部」などに送付します。

- 福祉教育を推進します。(依頼のあった学校等で福祉教育の出前講座を実施します。)
- 災害時ボランティアセンター設置訓練を継続して行います。(職員・町民向け)
- 災害時ボランティアの育成に努めます。(災害時ボランティアセンターマニュアルの作成等)
- 熊本地震被災者支援として災害対応も含むボランティアセンターを運営します。

3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(1) 地域福祉啓発の推進

- 町民の福祉意識の啓発を図ると共に、地域への感謝の意を込めて福祉のイベントを開催します。(毎年10月の第3日曜日に開催)……………【第22回福祉まつり】**共募**
- 地域福祉活動にご協力いただいている民生委員児童委員に対して、感謝の意を込め記念品を贈呈します。(次回一斉改選(3年に1回):令和7年12月1日)……………【民協退任記念品】**寄付**
- 懇談会を実施して地域に潜在する福祉課題を発見し、地域住民相互の支え合う心を育て、地域支え合い活動を啓発・推進します。……………【地域福祉推進懇談会Ⅰ・Ⅱ】**共募**
- 地域福祉推進のために啓発用チラシを作成し、地域住民へ情報を発信します。
……………【募金協力者一覧】**共募**
- 各種団体と連絡調整を密にし、連携を強化します。
- 福祉団体へ助成します。……………【5団体】**寄付**

民生児童委員協議会	老人クラブ連合会	更生保護女性会
身体障がい者福祉会	ひとり親家庭福祉協議会	

(2) 調査広報活動

- 福祉ニーズ調査により福祉ニーズを把握します。(平成8年度より継続実施)
……………【ひとり親等世帯、一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦等の各世帯、高齢化率、その他】
……………【行政区別 世帯数、男女別人口、年齢別人口、要介護認定者数、その他】
- 福祉情報を発信し町民の福祉意識の啓発を図ります。
社協広報「ふれあいネットワーク通信」発行……………【毎月1回、区長会へ配布依頼】
ホームページ運営……………アドレス【<http://o-shakyo.info/>】
社協ブログ(日記)運営……………アドレス【<http://blog.goo.ne.jp/o-shakyo>】
ツイッター(ミニ日記)運営……………アドレス【<https://twitter.com/oozushakyo>】
フェイスブック(情報掲示板)運営……………アドレス【大津町社会福祉協議会】
ライン(簡易情報掲示板)運営……………アドレス【大津町社会福祉協議会:@566zwroh】
インスタグラム(写真日記)運営……………アドレス【[oozushakyo](https://www.instagram.com/oozushakyo)】
- SNS(ソーシャル ネットワーク サービス)のルール化を図ります。……………【SNS マニュアルの作成】

4. 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(1) 各種募金活動の実践

- 日本国内外への福祉の推進に貢献するために、共同募金や日赤活動資金の募集に協力します。

(2) 在宅福祉サービスの充実

- 地域福祉権利擁護事業を強化し在宅生活者を支援します。……………【町補助金等】
- 認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が低下した方に対して、熊本県地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)【日常的金銭管理サービス事業、福祉サービス利用援助事業】を実施します。
……………【平成21年度から県社協より全面委託を受託済み】
- 在宅介護者等が福祉用具を活用できるよう支援します。……………【介護用品の無料貸出】
- 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待を防止します。

(3) 受 託 事 業 の 推 進 (介護予防・生活支援事業、地域支援事業)

受託事業 共通事項

- 第 8 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(R3 年度～R5 年度:3 年)の推進と、第 9 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に寄与します。
- 認知症施策推進総合戦略の推進に寄与します。

(ア) 高齢者ホームサポート事業の実施……………【町受託事業】

- 地域包括支援センターと連携を強化し、事業対象者等に対して、自宅に高齢者ホームサポーターを派遣し、在宅生活での家事支援等を行います。

(イ) 食の自立支援事業(自立生活支援型)の実施……………【町受託事業】

- 地域包括支援センターと連携を強化し、ひとり暮らし高齢者等に対して食生活の支援を行うため給食(昼食)を配達し、ボランティアなどの協力により安否確認等を行います。
- 配達日は、祝日祭日、土曜日を含めた週 6 日(日曜日以外)実施します。(最高 3 日/週)

(ウ) 介護予防はつらつ元気づくり事業の実施……………【町受託事業】

- 地域包括支援センターと連携を強化し、事業該当者等に対して、認知症・介護予防、社会的孤立の予防等を目的として通所サービスを提供します(利用拡大)。
- 地域包括支援センターと連携を強化し、介護予防の効果を検証する為に評価プログラム(運動機能、口腔ケア、栄養指導)に重点を置いて事業を行います。
- 単独での実施場所を確保し、介護予防プログラムを提供します。

(エ) 介護予防型ミニデイふれあい事業の実施……………【町受託事業】

- 当該事業を介護予防の地域拠点として位置付け、実施地区の拡大を図ります。
- 地域包括支援センターと連携を強化し、介護予防の効果を検証するために評価プログラム(運動器機能向上等)に重点を置いて事業を行います。
- 指導員等を派遣し、地域の高齢者に対して、認知症・介護予防と生きがいづくりを目的として地域の公民館や集会所等を利用しミニデイふれあい事業を提供します。また認知症や要介護等の早期発見や相談支援を行います。
- 介護予防型ミニデイふれあい事業地区交流会を実施します。(活動の支援)……………**共募**
- 指導員の研修を重ね、資質の向上やスキルアップを行い、質の高いサービスを提供します。

(オ) 心配ごと相談所の設置・運営……………【町受託事業】

- 気軽に来所できる場所に無料相談窓口を週 1 回開設し、高齢者等の様々な相談に応じ、地域の福祉ニーズの早期発見と解決に努めます。

(カ) 老人福祉センター管理運営……………【町受託事業】

- 地域福祉推進活動拠点の確保として、老人福祉センターの指定管理業務を行い、次回からも指定管理を受託できるよう準備します。(令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間指定)

(キ) 地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)……………【県社協受託事業】

- 認知症、知的障がい、精神障がい等により日常生活に支障がある者に対し、生活支援員等が福祉サービス利用に関する相談に応じ、助言を行います。また、福祉サービス利用に必要な手続きや費用の支払いに関する支援、その他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行います。
- 日常的金銭管理サービスを行い、地域福祉権利擁護事業利用者を支援します。
- 成年後見制度との連携を強化します。

(ク) 生活困窮者等自立相談支援事業……………【県社協受託事業】

- 主任相談支援員や相談支援員が生活する上で困窮傾向にある方に対して包括的に相談に応じ、課題分析と計画的支援のためのプランを作成し助言を行います。また、就労支援や家計での収支確認の支援等、適切な地域生活のための一連の援助を一体的に行います。
- セーフティーネットの一助として、生活保護関係機関等と連携を強化します。
- 家計相談、就労支援、引きこもり支援、子どもへの学習支援を行う関係機関との連携を強化し、家族まるごとの支援を行います。
- 支援調整会議を行い関係機関との連携を強化します。

(4) 介護保険事業の実施

介護保険事業 共通事項

- ・ 利用者情報の伝達方法を構築し、従事者間の情報共有と関係機関との連携強化を図ります。
- ・ 高齢者虐待を防止し、法令を遵守します。
- ・ 収支バランスのとれた事業運営に努めます。

(ア) 居宅介護支援事業

- ・ 介護保険法の理念に基づき、高齢者が自立した生活を送れるよう、適正な介護相談、ケアプランを提供するとともに、モニタリングを強化して適切なサービスの利用促進に努めます。
- ・ 介護支援専門員(ケアマネジャー)4名体制で事業所の円滑な運営を行います。
- ・ 地域包括支援センターへ出向している主任介護支援専門員と情報共有を図り、地域包括ケアシステムの推進を図ります。
- ・ 地域包括支援センターと連携し、IADL(手段的日常生活動作)重視のアセスメントやモニタリングの強化を行い、高齢者が要支援状態等となった場合も、可能な限り自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、関係機関と連携し生活全般にわたる自立支援を行います。

(イ) 訪問介護事業

- ・ 高齢者が要介護状態等となった場合も、可能な限り自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、訪問介護員を派遣し、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる支援を行います。
- ・ 個別援助計画作成を徹底し、手順書等を整備し均一なサービス提供に努めます。
- ・ 特定事業所加算の取得を継続し、質の担保を図ります。

(ウ) 通所介護事業

- ・ 高齢者が要介護状態等となった場合も、可能な限り自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、通所により入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助や機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持、利用者家族の身体的精神的負担の軽減を図ります。利用者に対しては、個別援助計画作成を徹底し、均一なサービス提供に努めます。

(定員 30 名 通常規模通所介護 提供時間 6 時間以上 7 時間未満)

- ・ 利用者ニーズに今まで以上に応えるため職員の資質の向上に努め、本会らしいサービスを展開します。
- ・ 単独での実施場所を確保し、事業の効率的な提供を行います。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

介護予防・日常生活支援総合事業 共通事項

- ・ 高齢者虐待を防止し、法令を遵守します。

(ア) 第一号訪問介護事業(旧介護予防訪問介護事業)

- ・ 地域包括支援センターと連携し、高齢者が要支援状態等となった場合において、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、訪問介護員を派遣し、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる自立支援を行います。

(イ) 通所事業(旧介護予防通所介護事業)

- ・ 地域包括支援センターと連携し、高齢者が要支援状態等となった場合において、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、通所により入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的精神的負担の軽減を図ります。

(6) 介護職員処遇改善の実施

- ・ 介護職員等の処遇改善を図ることを目的として月額手当を支給します。

(7) 障害者居宅介護事業の実施

(ア) 指定障がい福祉サービス事業(居宅介護、同行援護、移動支援等)

- 在宅の障がい(児)者(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい(児)者など)の潜在的ニーズに対応するため、その有する能力に応じて社会参加し自立した日常生活ができるよう、ホームヘルパーを派遣します。
- 居宅における入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたり援助します。……………【居宅介護】
- 視覚障害により移動に著しい困難を有する方等の外出に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。……………【同行援護】
- 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方の居宅における入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助と外出時の移動中の介護を総合的に行います。……………【重度訪問介護】
- 市町村事業の移動支援事業を実施します。……………【移動支援】
- 特定事業所加算の取得を継続し、質の担保を図ります。
- 利用者情報の伝達方法を構築し、従事者間の情報共有と関係機関との連携強化を図ります。
- 障がい者虐待を防止し、法令を遵守します。
- 収支バランスのとれた事業運営に努めます。
- 障がい者基本計画(H30 年度～R5 年度:6 年)の推進に寄与します。
- **第 6 期障がい者福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画(R3 年度～R5 年度:3 年)の推進と、第 7 期障がい者福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画の策定に寄与します。**

(イ) 福祉・介護人材の処遇改善事業

- 介護職員等の処遇改善を図ることを目的として月額手当を支給します。

(8) 事務局体制の整備・強化

(ア) 第 3 期地域福祉活動計画の推進(「共に支え合う地域コミュニティづくり」～大津モデルの実現～)

(イ) 第 2 期大津町社会福祉協議会発展・強化計画(R3 年度～R7 年度:5 年)の推進

(ウ) 組織の再編成

- 多角的事業経営を効率的に進めるために、組織や事業を再編成します。
- ファンドレイジングの概念を取り入れた会費・寄附金の増強を図り、地域福祉推進のための自主財源を確保します。

(エ) 担当職員の配置

- 町受託事業(介護予防事業等)の効果的な運用を行うために、事業全般や利用者のコーディネートをする柱となる専従担当職員の配置を検討します。

(オ) 情報伝達機能及び連携機能の強化

- サービス利用者や関係機関に対して、正確な情報伝達と各関係機関や協力機関との連携を強化します。

(カ) 職員の資質向上

- 職員の資質の向上と均一化を図るため、職員研修や各部門の交流を行います。
 - ◆ 職員会議の開催 1 回／月【正規職員定例会議】
各担当部門で把握した利用者ニーズや事業に関する提言等を協議し、社会資源の開発や社協運営に繋がります。
 - ◆ 衛生委員会の開催 1 回／月【衛生委員】
各担当部門で把握した職員の要望や衛生環境の改善に関する提言等を協議し、労働衛生環境の向上に繋がります。

◆ 担当部門会議の開催 1回／月

ホームヘルパーミーティング	地域福祉権利擁護事業ミーティング
デイサービスミーティング	食の自立支援事業担当ミーティング
ミニデイふれあい事業ミーティング	総務係ミーティング
地域福祉係ミーティング	生活困窮関係担当者ミーティング
その他関係機関との連携ミーティング	ケアマネ倶楽部

各担当部門で把握した利用者ニーズや事業に関する提言等を協議し、サービスの向上を図ります。

◆ 職員研修会の開催

講師を招き、職員全体研修会の開催	4回／年
介護職員向けのスキルアップ研修の開催	8回／年
防災訓練の実施	2回／年

(9) 社会資源の確保と関係機関等との連携強化

- 災害時相互応援協定先との関係を維持します。
菊池ブロック社会福祉協議会(菊池市・菊陽町・合志市)……………【H26 年締結】
滋賀県大津市社会福祉協議会……………【H29 年締結】
- 市町村福祉関係計画策定へ参画し、計画推進に積極的に協力します。
……………【高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者福祉計画、障害児福祉計画】
- 市町村福祉関係以外の計画推進に積極的に協力します。
……………【振興総合計画、行動計画】
- 町イベント関係実行委員会へ職員を派遣します。……………【つつじ祭り、からいもフェスティバルなど】
- 地域イベントなどへ職員を派遣します。……………【小地域福祉活動の地域行事、その他】
- 福祉関係会議などへ職員を派遣します。……………【各種地域ケア会議、協議体兼地域福祉推進会議】
- 福祉関係団体定例会などへ職員を派遣します。
……………【民生児童委員協議会、老人クラブ連合会関係、市町村社協連合会等】
- 生涯学習関係へ職員を派遣します。……………【スポーツ推進審議会委員、大津町青少年育成町民会議】
- 男女共同参画推進審議会へ職員を派遣します。
- 介護認定審査会へ職員を派遣します。
- 菊池圏域地域自立支援協議会及びに関係部会へ職員を派遣します。
- 菊池地域精神保健医療福祉連絡会及び菊池地域自殺対策連絡会へ職員を派遣します。
- 法外援助を行います。……………【行旅病人支援】
- 関係機関や関係事業者の連絡協議会の組織化を図ります。
……………【介護保険事業所、障がい者支援事業所、見守り関係事業所等】
- その他、本会が協力する事業へ職員を派遣します。

(社会福祉協議会の根拠法)

社会福祉法 第1章「総則」

(地域福祉の推進)

第4条 **地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。**

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、**地域福祉の推進に努めなければならない。**

3 地域住民等は、**地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)**保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他のサービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「**地域生活課題**」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「**支援関係機関**」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法 第10章「地域福祉の推進」

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、**地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備**するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な**環境の整備**に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民等が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる**体制の整備**に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
- イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業六前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

社会福祉法 第10章「地域福祉の推進」 第1節「地域福祉計画」

（市町村地域福祉計画）

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要あると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

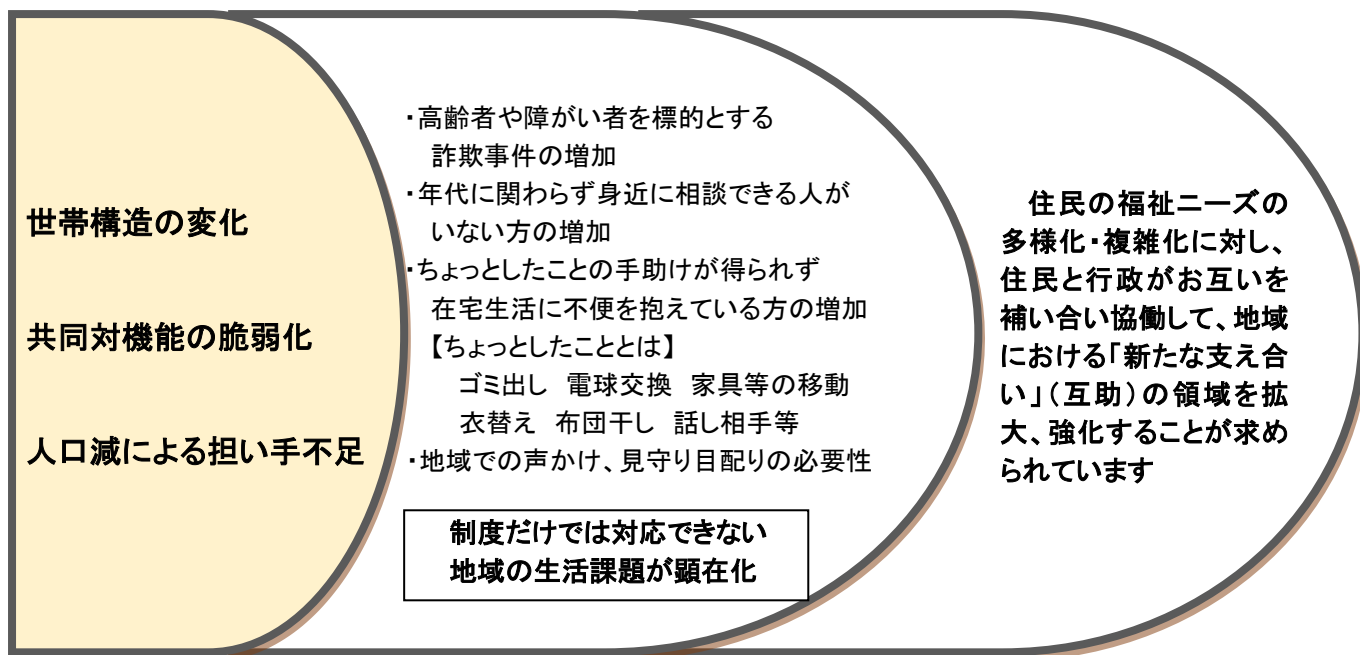
社会福祉法 第10章「地域福祉の推進」 第2節「社会福祉協議会」

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

- 第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 4 前第3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(社会福祉の状況)

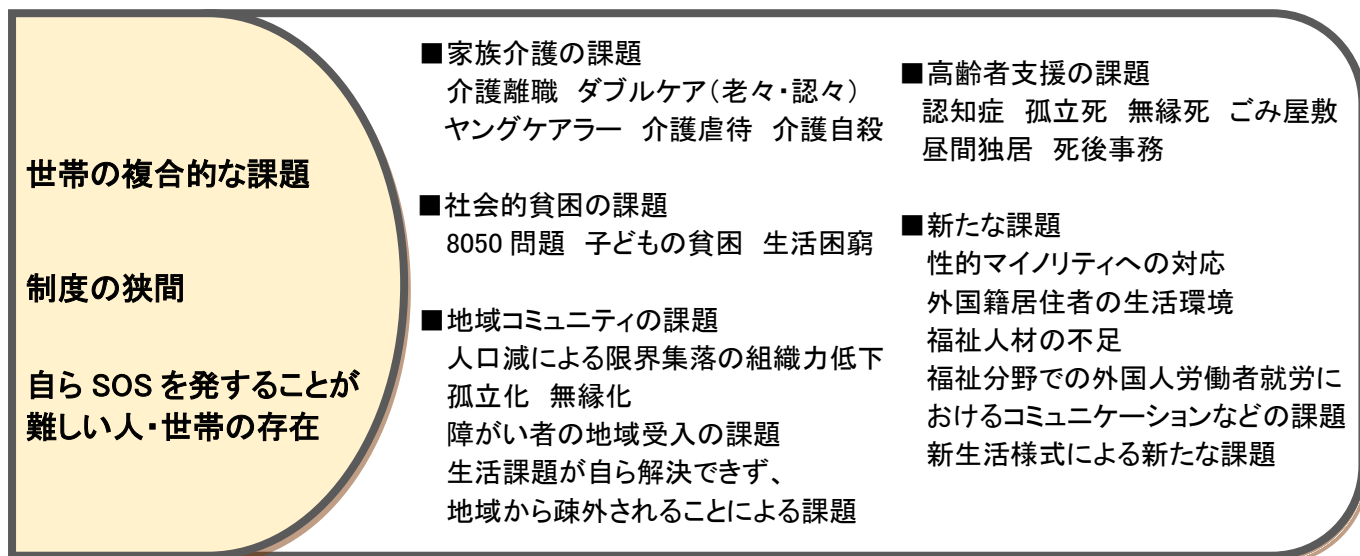
地域社会で起きていること



住民の福祉に責任をもつ主体として市町村行政に求められていること

- ① 公的な福祉サービスを適切に提供し住民では対応できない困難ケースを受け止めること
- ② 住民の地域福祉活動の基盤整備を行うこと
- ③ 地域の多様な生活課題を総合的に受け止めるため、複数の制度を組み合わせで一体的に提供できるよう取り組むこと

対応が必要とされるニーズ



住民に身近な民間組織として社会福祉協議会が行っていること

様々な住民の福祉ニーズ(地域生活課題)に対し、相談援助機能と地域組織化活動を生かしたニーズ解決と、住民の福祉活動への参加を支援しながら事業展開を行っています。引き続き、地域共生社会実現のため、住民の福祉意識の啓発や参画意欲を向上させ、地域の特性に応じた福祉サービスや支え合い活動が、地域住民、行政、社協、社会福祉施設、NPO 法人など公私協働のもと有効に機能するよう、地域福祉の推進に取り組めます。

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会

令和5年度 月別事業計画書

月	法人運営（総務）関係	地域福祉等関係	小地域福祉活動関係	協力事業関係
4	新職員への対応 各種契約 決算準備 補助金、委託金報告 事業報告 補助金申請 第1回補助金、委託金等請求	ひとり親(母子父子等)家庭調査(7) <u>関係団体連携</u> 介護保険事業所等 障がい者サービス事業所等 NPO 関係等	<u>避難行動個別支援計画関係</u>	つつじ祭り(23) 嘱託員会議
5		一人暮らし高齢者調査(7) 二人暮らし高齢者調査(7)	<u>地域福祉推進懇談会Ⅰ(12)</u>	各種団体総会 民協PR強化月間 県身障体育大会(7)
6	監査(前年度決算)6/初旬 理事会(事業報告、決算)6/中 評議員会(事業報告、決算)6/末 資産変更登記 役員改選及び登記 指定管理選定委員会(老人福祉センター)	地区別高齢化率統計 地区別世帯数統計 地区別人口統計 在宅介護者のつどいⅠ		県親と子の集い
7	法人現況報告及び監査報告書	福祉まつり運営委員会(第1回)	地域福祉推進委員研修会Ⅰ	社明運動等(2)
8	老人福祉センター委託料請求	福祉まつり実行委員会(第1回) 1日ふれあい交流会(11)		各地区夏祭り
9	一人だけの金婚式募集		<u>地域福祉推進懇談会Ⅱ(29)</u> (小学校区別)	民協先進地研修
10	社協会費募集(10/1～12/25)	福祉まつり実行委員会(最終) 福祉まつり準備(14) 第22回福祉まつり(15) 一人だけの金婚式(15)		支援学校 ふれあいサンデー(21) 町防災訓練(22)
11	第2回補助金、委託金等請求	一人暮らし高齢者調査(10) ふれあいパスハイキング(26)		からいもフェスティバル(12)
12	県指導監査 人事評価 非常勤職員面接	一人暮らし高齢者饅餅配布(24) 在宅介護者のつどいⅡ フードパントリー(27)		チャリティもちつき(24)
1			地域福祉推進委員研修会Ⅱ	民児協懇談会(12)
2	<u>指定管理事業次年度計画書提出(29)</u>			
3	<u>役員会(次年度計画、予算等)</u> <u>補助金変更申請等</u> 36協定届	事業報告準備	地域福祉計画等推進委員会 事業報告準備	
毎月	<u>総 務</u> 登記関係 役職員関係 研修会関係 賛助会員受付 介護保険事務 訪問系サービス事務 委託事業事務 職員給与 福利厚生 職員雇用関係 退職手当積立基金管理 一般会計事務 寄付金事務 各種募金事務 福祉金庫事務 老人福祉センター管理 福祉団体援助 法外援助(行旅人対応等) 社協広報紙「ふれあいネットワーク通信」 の発行(1回/月)	<u>地 域 福 祉</u> 地域福祉推進事業 地区座談会への参加 地域福祉説明会への派遣 実践地区・推進地区との調整 心配ごと相談(1回/週) 心配ごと相談:隣保館(1回/月) 心配ごと研究協議会(1回/月) 生活福祉資金 福祉金庫 各種相談、援助業務 他機関との連絡調整 各種会議への参加 情報の提供 地域福祉権利擁護事業 福祉サービス利用援助事業 (日常的金銭管理サービス) 日常生活自立支援事業 生活困窮者等自立相談支援事業 実習生関係、視察関係 各種団体定例会	<u>在 宅 福 祉</u> 委託事業の需給調整 障害者移動支援関係 高齢者ホームサポート事業 介護予防はつらつ元気づくり事業 介護予防型ミニデイふれあい事業 食の自立支援事業 介護者サロン「野ばら」 (奇数月の第3月曜日:6回/年) センター管理 (指定管理者等) 居宅介護支援(要支援等含む) 通所介護(要支援等含む) 訪問介護(要支援等含む) 障害居宅介護、同行援護等 福祉用具の無料貸出	<u>年 間</u> 広報原稿締切日 広報おおづ (1日発行) 前月1日迄 生涯学習情報紙 (15日発行) 前月25日迄

※感染症拡大等による予定変更や代替事業の可能性有

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会
令和5年度 月別事業計画書

月	ボランティアセンター関係	共同募金関係	日赤関係	職員研修関係
4	決算準備 協力校申請 協力校報告	予算・決算 配分金交付請求 地域配分金内訳表 チラシ依頼 (生涯学習情報)	予算・決算 担当者会議 社協広報 5月号掲載準備	介護職員向け研修
5	給食ボランティア会議	計画書の提出 配分申請	会員運動強化月間 担当者研修会 日赤会費募集説明会 (区長会へ依頼)(12) 社協広報 5月号掲載(15)	全体研修 避難訓練
6	町内担当者会議 (学校)	資材調査	会費受付 日赤講習会(2回)	介護職員向け研修
7	ボランティア体験月間(7月~8月) 児童生徒夏休み(7/22~8/25) 各施設夏祭り 社会福祉施設体験説明会(8) 社会福祉施設体験事業(7/23~8/25)	県担当者会議 交付金領収書	計画書・精算書	介護職員向け研修
8	ボランティア体験月間(7月~8月) 社会福祉施設体験事業(7/23~8/25)	説明会準備		全体研修
9	福祉まつりボランティア募集	役員名簿 社協広報 10月号掲載準備 募金運動説明会(25)		介護職員向け研修
10	福祉まつりボランティア(14~15) 町総合防災訓練(22) 児童生徒秋休み(12~15)	赤い羽根運動開始 (10/1~12/31) 各種別募金準備 社協広報 10月号掲載		介護職員向け研修
11	県ボランティア月間(1~30) 各種講座 ボランティア交流会	街頭募金 法人募金(10)		全体研修 避難訓練
12	ボランティア活動推進セミナー	街頭募金(24) 大口寄付者名簿		介護職員向け研修
1		総括計算書	会費報告	介護職員向け研修
2	ボランティア保険更新 協力校報告依頼	広報による報告		全体研修
3	事業報告準備	事業報告準備	事業報告準備	介護職員向け研修
毎月	ボランティア ボランティアセンターの運営 ボランティア登録 ボランティア幹旋 ボランティア需給調整 ボランティア保険事務 個人団体ボランティア支援 ボランティア相談業務 推進協力校支援 福祉教育支援(出前講座等) 町内担当者支援 善意銀行の運営 ボランティアサービスの調整 関係機関や団体との連携 災害時のボランティア活動支援	共同募金 10月~12月 募金受付	日赤 5月~6月 会費受付	職員研修内容 精神障がいとは？ 個人情報保護法 知的障がいとは？ 感染症対策 社協とは？ リスクマネジメント 記録の方法とは？ 救急法 災害時の対応とは？ 避難訓練 ニーズとは？ 地域福祉について 交通安全とは？ 視覚障がい 認知症とは？ 障がい者虐待防止法 ゲートキーパーとは？ 予防と介護と支援 利用者処遇とは？ アサーション 発達障害とは？ 感染症とは？ 総合防災訓練

※感染症拡大等による予定変更や代替事業の可能性有

地 域 住 民 (大 津 町 民)																																							
第 3 期地域福祉活動計画並びに地域福祉計画 行政と協働 「共に支え合う地域コミュニティづくり」～大津モデルの実現～																																							
監査(監事)										第三者委員会(第三者委員)																													
理事会(理事)										評議員会(評議員)																													
事 務 局 長										評議員選任・解任委員会																													
事 務 局 次 長(不在)																																							
第 2 期大津町社会福祉協議会発展・強化計画 ～発信!! 発進!! 地域の力～																																							
総務係					地域福祉係					在宅福祉係																													
係長					係長					係長																													
										管理者(局長兼務)			管理者(局長兼務)																										
										管理者主任兼			デイスサービスセンター			ヘルパーステーション																							
主 任(係長兼務)					主 任(係長兼務)					主任			主任(係長兼務)・副主任						主任・副主任																				
法人運営事業					地域福祉推進事業					居 宅			通所介護事業所						訪問介護事業所																				
法人運営事業		職員福利厚生・庶務・会計・出納・その他		指定管理事業(老人福祉センター運営)		日赤・共募・団体事務など		地域包括支援センターへの協力		地域福祉推進事業(地域力強化推進事業含む)		地域福祉権利擁護事業 (福祉サービス利用援助事業・日常生活自立支援事業)		法人後見事業		ボランティアセンター運営		生活福祉資金貸付事業		生活困窮者等自立相談支援事業		福祉金庫貸付事業		居宅介護支援事業(介護予防事業含む)		通所介護事業(介護予防事業含む)		介護予防はつらつ元気づくり事業		介護予防型ミニデイふれあい事業		食の自立支援事業		高齢者ホームサポート事業		訪問介護事業(介護予防事業含む)		障がい者居宅介護事業 (居宅介護・同行援護・重度訪問介護・移動支援)	
補助		補助		受託		協力		出向		受託		受託		補助		受託		受託		受託		自主		介保		介保		受託		受託		受託		受託		介保		障害	
主事		主事		事務補助		事務補助		主任介護支援専門員・社会福祉士 生活支援コーディネーター		地域福祉活動コーディネーター		地域福祉活動コーディネーター		地域福祉権利擁護事業生活支援員		ボランティアコーディネーター		地域福祉活動コーディネーター		主任相談支援員・相談支援員		地域福祉活動コーディネーター		介護支援専門員		看護師・生活相談員・介護職員		看護師・生活相談員・介護職員		ミニデイ指導員		栄養士・調理師・調理員		訪問介護員 ボランティアコーディネーター		訪問介護員		訪問介護員	

※出向: 地域包括支援センター(主任介護支援専門員、社会福祉士、生活支援コーディネーター)